

# 東松山市成年後見制度利用促進基本計画

## I 計画策定の背景

本市では、認知症や知的障害、精神障害などの理由により判断能力が十分でない方が地域で安心して生活し、財産や権利を守るための成年後見制度の円滑な利用を支援するため、平成31年4月に東松山市成年後見センターを開設しました。また、成年後見制度利用支援事業として、制度利用の申立てを行う親族がいない方の市長による審判申立てのほか、成年後見人等へ支払う報酬に対する報酬助成などを通じて制度の普及や利用促進を図っています。

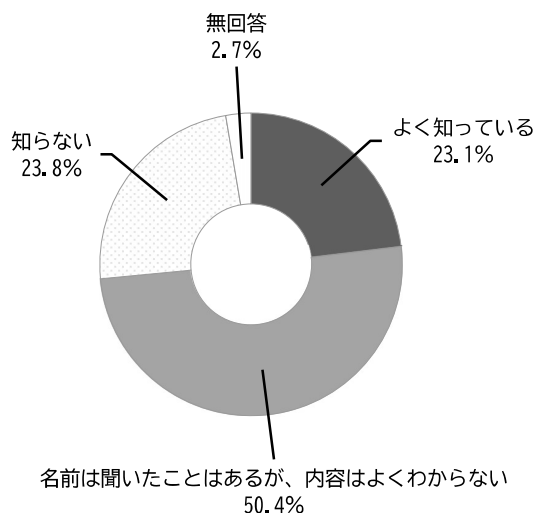
今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、障害者等の増加が見込まれる中で、利用の必要性が高まっていくと考えられます。平成28年5月に成年後見制度利用促進法が施行され、国の利用促進に係る基本理念及び基本方針が策定されました。成年後見制度利用促進法では、自主的かつ主体的に地域に応じた施策を策定、実施することが地方公共団体の責務とされているため、この項目を、成年後見制度利用促進法第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置付け、地域連携ネットワークの構築をはじめ、市民後見人の育成、東松山市成年後見センター機能の拡充等に取り組みます。

## II 現状と課題

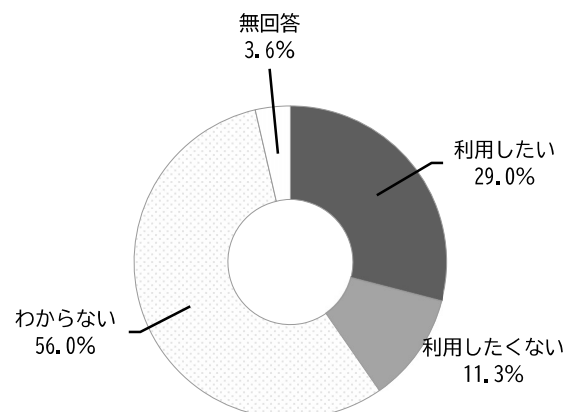
市民アンケート調査結果では、成年後見制度について「名前は聞いたことはあるが、内容はよくわからない」が50.4%、また「成年後見センターを利用したいと思いますか」について、「わからない」が56.0%という結果でした。

今後、成年後見制度の認知度を高め、成年後見センターの取組を周知すること等により、成年後見制度の普及・啓発を行います。

成年後見制度について  
N = 1,128



成年後見センターを利用したいと思いますか  
N = 1,128



□成年後見等申立件数

|            | 法定後見合計（件） | 後見（件） | 保佐（件） | 補助（件） |
|------------|-----------|-------|-------|-------|
| 令和3（2021）年 | 32        | 26    | 4     | 2     |
| 令和4（2022）年 | 26        | 21    | 5     | 0     |
| 令和5（2023）年 | 25        | 18    | 5     | 2     |

資料：さいたま家庭裁判所提供データ（各年1月1日から12月31日時点）  
成年被後見人等である本人が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む）を基準とした件数

□成年後見制度利用者数

|            | 法定後見合計（件） | 後見（件） | 保佐（件） | 補助（件） |
|------------|-----------|-------|-------|-------|
| 令和4（2022）年 | 226       | 186   | 33    | 7     |
| うち親族       | 80        | 75    | 4     | 1     |
| 令和5（2023）年 | 230       | 187   | 35    | 8     |
| うち親族       | 74        | 69    | 4     | 1     |

資料：さいたま家庭裁判所提供データ（各年12月31日時点）  
「うち親族」は、親族が成年後見人等になっている件数

□市長申立件数

|             | 件数 |
|-------------|----|
| 令和3（2021）年度 | 3  |
| 令和4（2022）年度 | 1  |
| 令和5（2023）年度 | 4  |

資料：社会福祉課

### Ⅲ 地域連携ネットワークの構築

#### Ⅲ－１ 地域連携ネットワーク

---

地域連携ネットワークとは、成年後見制度の利用が必要な方の状況に応じ、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

地域連携ネットワークの役割として、「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階から相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という３つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法を含めた連携の仕組みを構築し、個別の協力活動のほか、困難事例に対応するためのケース会議の開催など、多職種が連携して個々の支援等に関わる体制づくりを目指します。

関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める協議会の設置を目指します。

#### Ⅲ－２ 中核機関

---

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核として「本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能」と「その機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組」の強化を目指します。

#### Ⅲ－３ 地域連携ネットワーク及び中核機関の役割

---

以下の４つの役割を担います。

|           |                                                                                               |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広 報       | 成年後見制度について、パンフレット作成、配布、研修会の開催など普及・啓発を行います。                                                    |
| 相 談       | 相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。また専門職団体や地域包括支援センター等の関係機関と連携した支援を行います。                                   |
| 利 用 促 進   | 市民後見人の育成や受任調整、その後の活動支援を行うための調整を行います。                                                          |
| 後 見 人 支 援 | 親族後見人からの相談に対応するとともに、専門的知見が必要であると判断された場合において、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。 |

## Ⅳ 市民後見人の育成・活躍

身近な権利擁護支援の担い手として期待される市民後見人の育成に向けて取り組みます。その後の活動の支援及び活用の推進を図ります。

## Ⅴ 東松山市成年後見センターの機能・拡充

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関としての役割や関係機関との連携について強化を目指します。

## Ⅵ 成年後見制度の利用支援

### Ⅵ－１ 市長申立て

判断能力が十分でない方が、成年後見人等が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。

### Ⅵ－２ 報酬助成

成年後見制度を利用した方で、その費用の負担が困難な方に対し、成年後見人等に対する報酬費用の助成を行います。

#### ■地域連携ネットワークのイメージ図

